

平成 30 年度 事業計画

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

1. ホーム登録制の廃止について

協会は発足以来、会費が「登録ホーム」の居室数を基準に設定されていることから、多くの事業について、原則「登録ホーム」を対象に実施して参りました。

しかしながら、協会定款上は法人単位の社団法人であり、そのことを正確に実践すべく、平成30年度から平成33年度までの3か年計画で、このホーム登録制を廃止し、会員法人が運営するすべてのホームを対象に事業、業務を実施することとします。

本件は、協会の中長期のあり方について、約3年前から委員会、理事会で議論してきたことであり、その主な理由は以下のとおりです。

- ①有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の数は年々増加しており、その定員数の合計は、特別養護老人ホームの定員数を上回るまでになりました。供給が増え続ける中で、協会は老人福祉法の規定に則り公益目的事業を展開していますが、登録ホームのみを対象としていたのでは、公益社団法人として世間の期待に応えることができません。
- ②入居者保護は、協会が最優先して取り組むべきことです。入居者や消費者は、登録、非登録に関係なく、協会の会員が運営するホームに信頼性と安心感を求めています。
- ③コンプライアンス経営、介護人材不足、介護報酬を含む行政の制度改正への対応等、業界が抱える諸問題はホーム単位のものではなく、会員法人としての経営のあり方の問題です。協会が諸問題を会員とともに解決していくためには、業界団体の総力を結集する必要があり、会員法人の強い結束が不可欠です。

なお、ホーム登録制の実質上の廃止と共に、会費制度も改正します。今後の検討の進捗にもよりますが、平成32年度の定時総会において、会費等規則の改正を目指します。

2. 事業体系の再整理

ホーム登録制の廃止によって、協会事業の対象となる会員ホーム数が拡大することに伴い、これまでの事業のあり方を見直します。事業の見直しにあたり、以下のとおり5つの重点化項目を定め、3か年で協会の事業体系を再整理します。

①入会促進

消費者の信頼を獲得し、また、業界の声を制度に反映させていくためには、業界団体の中で高い組織率を確保することが必要です。

すべての事業活動において入会促進を意識し、新規加入意欲を醸成する要素を取り込んでいきます。平成32年度末で、業界全体の有料老人ホーム数に対する協会の加入シェアを、2割確保することを目指します。

②情報発信・広報活動

協会の活動や、会員の認知度を高めるため、世間に対する情報発信や広報活動を強化します。

③地域活動支援

地域ごとの活動が活発に行われ、既存の地域組織をより強固なものにしていくため、その活動を支援します。

④自治体との連携強化

開設ホーム数の増大、地域包括ケアの推進、法制度の複雑化等により、高齢者向け住まい事業の適切な運営を促進するためには、自治体の果たす役割がますます重要なものとなっています。自治体との連携を強化し、指導監督上の業務を支援して、業界の健全な発展に寄与します。

⑤入居者生活保証制度

老人福祉法の改正により、平成18年3月以前の開設ホームにも前払い金の保全が義務付けられました。昨年度改正した新制度は、少額の前払金を受領するホームにとって利用し易いものとなっており、全国のホームへ新制度の周知を図ってまいります。

3. 平成30年度の計画

平成30年度は、3か年計画の初年度であり、3年後の協会事業のあるべき姿を見すえて、協会の運営資源の配分を、上記重点化項目に該当する事業と、その他の事業に分けて、めりはりをつけた計画とします。

具体的には個別計画をご参照ください。

消費者は、適切な運営をしている有老協の会員ホームを選択する、そのような業界市場での位置付けになることを目指して、有老協は大きく変わらなければなりません。

会員各位の益々のご理解とご協力をお願いする次第です。

I 事業者支援

項目	内容
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 寄稿記事、ホーム長への取材記事を新たに追加し、「協会通信」と「メールマガジン」を月1回発行。 ■ 事業関連情報の収集を強化し、内容の充実化を図る。
標準契約書の作成・運用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民法改正に伴う契約事項の見直し点を整理し、標準入居契約書及び管理規程の改訂版を作成する。改訂版は会員と自治体へ配布し、データを会員専用ホームページへも掲載する。
契約関係書類の確認事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の入居契約書、重要事項説明書の確認事業を抽出方式で実施する。 ■ 確認事業の実施結果について、協会通信等を通じて周知する。
地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域連絡協議会や会員が実施する研修・勉強会等へ支援を行う。 ■ 地域連絡協議会や会員が開催する消費者向けのセミナーを後援をする。
意見交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者有志を集い、協会事業等に対し、自由に意見交換ができる場を設ける。
サービス第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 評価機関を派遣し、協会独自の評価スケールを用いて、ホーム運営品質をハード、ソフトの両面から評価する。
職種別・テーマ別研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修事業全体の内容・テーマ・方法・カリキュラム等を全面的に見直す。 ■ 今年度は以下の研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎研修〔東京1回〕 ② リーダー研修〔東京・大阪 各1回〕 ③ 生活相談員等対人援助研修〔東京1回〕 ④ 苦情対応研修〔東京1回〕 ⑤ 施設長研修Ⅱ・Ⅲ〔東京 各1回〕 ■ 新たな研修を検討し、実施する。
事例発表研修会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 聴講者の拡大、会員全体への波及を図り、東日本・西日本で各1回、協会主催の事例発表研修会を実施する。 ■ 発表された要旨データをホームページへ掲載する。

II 入居者・消費者支援

項目	内容
苦情相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦情処理対応の業務プロセスを再検討する。 ■ 公表可能な苦情相談事例をHP等へ掲載し、消費者・事業者双方へ情報提供する。
なんでも相談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年2回開催し、消費者からの相談に対応する。 ■ 実施結果について、ホームページで公表する。
入居相談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入居相談対応の業務プロセスを再検討する。

Ⅲ 情報発信・広報活動

項目	内容
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者向けホームページを全面リニューアルし、情報検索機能の充実化を図る。 ■消費者向けホームページを追加開発する。
外部組織と連携した広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ■民間企業が実施する高齢者をテーマとしたイベント等に、講師派遣や運営サポートを行う。
消費者向け啓発セミナー等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体・消費生活センターが実施する消費者向け講座・セミナーへ講師を派遣する。
啓発図書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■「有料老人ホームの基礎知識」の改訂版を作成する。
シルバー川柳の公募	<ul style="list-style-type: none"> ■第18回シルバー川柳を募集し、入選作を公表する。
輝・友の会	<ul style="list-style-type: none"> ■WEB会員制へ順次移行する。 ■WEB会員向けにメールマガジンを発行する。 ■「輝・ニュース」を年2回発行し、WEBへ掲載して広く消費者に向けて情報提供する。

Ⅳ 自治体連携

項目	内容
自治体連携	<ul style="list-style-type: none"> ■全国の自治体を訪問し、自治体行政について意見交換する等、連携・交流を強化する。 ■自治体が事業者向けに実施する集団指導へ講師を派遣する。 ■自治体職員向けセミナーを開催する。 ■「入居契約チェックリスト」を作成し、自治体へ配布する
業務受託	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体主催の研修等を受託する。

Ⅴ 入居者生活保証制度

項目	内容
入居者生活保証制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ■法改正による保全措置対象ホーム拡大を踏まえ、昨年度に改正した新制度の周知活動を実施する。 ■制度加入の方法・手続きの見直しを行う。 ■新規登録ホームの現地確認を徹底する。 ■制度加入会員の決算書類をデータ化する。

【その他共済事業】

I 事業者支援

項目	内容
高齢者住まい事業者団体 連合会(高住連)の活動	<ul style="list-style-type: none">■外付けサービス活用の適正化を推進するため、ワーキングを組成して適正な運用方法を検討し、事業者や自治体へ周知する。■「事故予防・虐待防止」研修を継続して実施する。■紹介事業者のあり方の適正化に向けた検討会の開催と、その意見内容の実行。■「介護人材確保対策」をテーマとして、経営者向けセミナーを開催する。
団体保険の運営	<ul style="list-style-type: none">■施設賠償責任保険制度について、新たな特約制度を設け、より利便性の高い商品を提供し運営を継続する。

以上